

令和 2 年 第 3 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 2 年 3 月 2 7 日

武蔵村山市教育委員会

令和2年第3回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 令和2年3月27日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前11時40分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 池谷光二(教育長) 比留間 雅 和

杉原 栄 子 潮 美 和

大野 順 布

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 田代 篤 学校教育担当部長 高橋 良友

指導担当参事 勝山 朗 教育総務課長 井上 幸三

教育施設担当課長 指田 光春 学校給食課長 矢野 喜之

防災食育センター整備担当課長 児玉 眞一 文化振興課長 中村 顕治

スポーツ振興課長 前原 光智 図書館長 三條 博美

指導主事 加藤 由裕 指導主事 石井 和成

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 市場 直樹

吉野恵里加

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 4 教育長報告
- 5 議案第17号 武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第18号 教育財産取得の申出に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第19号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について
- 8 議案第20号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第21号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第22号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則について
- 11 議案第23号 武蔵村山市教育相談室事業運営規則の一部を改正する規則について
- 12 議案第24号 武蔵村山市適応指導教室事業運営規則の一部を改正する規則について
- 13 議案第25号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 14 議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程及び武蔵村山市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について
- 15 議案第27号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について
- 16 議案第28号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- 17 議案第29号 武蔵村山市外国語指導助手設置要綱を廃止する要綱について
- 18 議案第30号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
- 19 議案第31号 令和2年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について
- 20 議案第32号 令和2年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について
- 21 議案第33号 令和2年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 22 議案第34号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の解嘱及び委嘱について
- 23 議案第35号 武蔵村山市立学校の学校医の解嘱及び委嘱について

- 24 議案第36号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について
- 25 議案第37号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 26 議案第38号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 27 議案第39号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について
- 28 その他
- 29 議案第40号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について
- 30 議案第41号 副校長の任命に係る内申について
- 31 議案第42号 指導主事の任命について
- 32 議案第43号 教育センター職員の任命について

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際しまして、3名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので御報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより、令和2年第3回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これに御異議、ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 ありがとうございます。

御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、比留間教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願

たします。

◎日程第3 教育委員会教育長職務代理者の指名について

○池谷教育長 日程第3、教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うことになっております。

よって、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者について、私から指名させていただきます。

教育長職務代理者に、大野委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、教育長職務代理者としての任期は、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者の任期に関する内規第2条により、1年と規定されておりますことから、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで大野委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○大野委員 ただいま教育長から職務代理者の御指名をいただきました大野でございます。大変重いお役目で、お役に立てるか不安ではございますが、皆様方の御指導と助言をいただきまして、務めてまいりたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

◎日程第4 教育長報告

○池谷教育長 日程第4、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和2年第1回市議会定例会一般質問についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

田代教育部長、お願いします。

○田代教育部長 それでは、令和2年第1回市議会定例会一般質問について御報告をさせていただきます。

第1回市議会定例会は、2月27日に開会し、3月25日をもって閉会をいたしました。3月3日から6日までの4日間行われる予定でありました一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議事日程が変更され、質疑は行われませんでした。

なお、事前に出されておりました教育委員会関係の質問要旨につきましては、資料1のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○池谷教育長 続きます、2点目でございます。

令和元年度教員の研究・研修活動についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、令和元年度教員の研究・研修活動について御説明いたします。

本市においては、1校1研究の趣旨から、各学校において国や都の研究指定を受け、児童・生徒の生きる力の育成に資する指導力の向上を図っているところでございますが、加えて、文部科学省や東京都教育委員会の研修制度等を利用し、自らの資質を高める研究を推進している教員の活動について一覧にいたしました。

それでは、資料を御覧ください。

1段目、2段目の英語科教員海外派遣研修につきましては、都内公立学校の若手英語科教員等を、英語を公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法に係る研修を受講し、最新の教授法を習得するとともに、その指導法を生かし、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させることを目的としております。

本市から、大南学園第四中学校、北島昇教諭、第三中学校、加藤悠教諭の2名が、それぞれ、ニュージーランド、カナダで研修を行いました。

3段目の研究開発委員には、第五中学校、佐野貴宏主幹教諭が、中学校社会科の指導法の開発に係る研究を行いました。

4段目から7段目までの4名は、東京都教育研究員でございます。

第十小学校、壺内雄大主任教諭、小中一貫校村山学園、平山瞳主任教諭、同じく小島佳之主任教諭、大南学園第四中学校、高橋優子主幹教諭が、それぞれの教科等について研究を進めました。また、その成果を東京都教育研究員発表会として全都の教員へ広く発信をしているところでございます。

8段目以降は、東京教師道場でございます。

第五中学校、有沼賢二主幹教諭は、リーダーとして東京教師道場部員に対し模範授業を示したり、部員の授業の指導・助言を行ったりしました。東京教師道場2年次の5名の教員は、

今年度、授業公開及び研究協議会を開き、その成果を広く発信したところでございます。

また、東京教師道場1年次教員5名につきましては、来年度に2年目の研究を行うこととなっております。

ここにお示しいたしました18名の教員は、それぞれの研究活動を通して、各教科等の専門性を高め、日々の教育活動に還元しているところでございます。教育委員会といたしましても、引き続き指導・助言等をしてまいりたいと考えております。

教育委員の皆様におかれましては、各教員の主体的な研究活動について御理解をいただき、引き続き御支援をいただきたく、お願いをいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、3点目でございます。

令和元年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請等一覧についてでございます。

資料3の1及び資料3の2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、令和元年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請等一覧について御説明をいたします。

資料には、平成25年7月に施行となった武蔵村山市立学校教員研修奨励基金条例により、令和元年度に当該教員研修を受講した教職員の一覧を示してございます。本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の篤志家からの御寄附により、勤務成績が良好で本研修の目的を遂行できる者、児童・生徒に対して優れた指導力を発揮し、後進の模範となる者、研修後に市の学校教育の指針達成及び充実のために指導的役割を果たすことができる者などを対象として、当該教員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。

全国情緒障害教育研究協議会宮城大会、全国算数・数学教育研究沖縄大会、全国中学校社会科教育研究会海外視察旅行、国語教育研究大会、全日本道德教育研究大会鳥取大会、全国小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会、タイ山間部の教育環境実地調査など、様々な教育課題に対応した幅広い研修に参加いたしました。これらの研修を参加教員の所属校のみならず、市内全体に還元する目的で、去る2月17日には武蔵村山市立学校教育研修「輝きア

ップ研修」報告会を開催いたしました。報告会の内容等につきましては、おめくりいただいた資料3の2のとおりでございます。

教育委員会といたしましては、教員を育成する視点から、校長会と連携して、今後も本制度の積極的な活用に向けての周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、4点目でございます。

武蔵村山市小中一貫教育検証委員会報告書についてでございます。

資料4別冊及び参考資料を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、武蔵村山市小中一貫教育検証委員会報告書について御説明いたします。

小中一貫校村山学園の開校から10年が経過し、今、村山学園に在籍している児童・生徒は基本的に、入学したときから小中一貫教育を受けてきております。この契機に、武蔵村山市全体で進めてまいりました小中一貫教育の成果や課題を検証する必要があることから、平成30年度に武蔵村山市小中一貫教育検証委員会を立ち上げまして、2年間にわたって検証を進めてまいりました。

その検証結果が報告書としてまとまりましたので、御報告をさせていただきます。

なお、本日の報告については、ポイントを絞って部分的に御説明をさせていただきますので、御了承ください。

まずは、報告書9ページを御覧ください。

ここでは、武蔵村山市が目指す小中一貫教育の推進について、全体像を図式化して示しております。上段左側に黄色の四角がございますが、ここには武蔵村山市の小中一貫教育として、本市で定義する小中一貫教育の目指すところを簡潔に表現してございます。

地域に開かれた教育課程を実現するためには、その地域の方々や保護者はもとより、小・中学校の教員を含めて義務教育最終年度にどのような姿であってほしいのかといった願いや思いを共有することが大切であると考えております。そのために、身に付けさせなければならない、資質・能力を明らかにし、系統性・継続性のある教育を実現する手段として、小中一貫教育を定義いたしました。

小中一貫教育を通して、全ての生徒に身に付けさせたい力は、中段にございます人間力で

ございます。小中一貫教育を通して人間力が育まれ、その結果として下段にあります5つの成果が現れることを期待し、小中一貫教育5プロジェクトとまとめさせていただいております。

おめくりいただきました10ページから23ページまで、こちらに各中学校区の小中一貫教育をまとめさせていただきました。

それでは、ここからはアンケート調査結果を含め、小中一貫教育検証委員会で検証いたしました成果・課題について、先ほど触れました成果が期待できる小中一貫教育5プロジェクトの項目に沿って御説明をさせていただきます。ここでも見取ることができた内容の一部の説明とさせていただきます。

まずは、確かな学力の定着についてでございます。

51ページを御覧ください。

上段、児童・生徒に学習意欲の高まりが感じられるようになってきた、下段、児童・生徒に学力の向上が見られるようになってきたという質問に対する教員の回答は、施設一体型と隣接型は分離型よりも高い得点であり、統計学的にも有意な差が認められました。

次に、豊かな心の育成についてです。

83ページを御覧ください。

こちらは、小中一貫校村山学園の3年生から6年生までの児童を対象に、中学部の人たちと一緒に学習や生活をするのは楽しいかを聞いた回答結果になります。肯定的な回答をした児童は、6年間で9.2ポイント増加しており、統計学的にも有意な差が認められました。

次に、87ページをお開きください。

同様の内容になりますが、こちらは小中一貫校村山学園7年生以上の生徒を対象に、小学部の人たちと一緒に学習や生活をするのは楽しいかを聞いた回答結果になります。肯定的な回答をした生徒は、6年間で23.2ポイント増加しておりまして、統計学的にも有意な差が認められたところでございます。

次に、志を持って取り組む態度についてでございます。

戻りまして、30ページを御覧ください。

こちらは、全小学校の3年生以上の児童と、全中学校の生徒を対象に実施したアンケート結果になります。

表の一番下、19番のアンケート項目、「将来したいこと、ついてみたい職業、仕事などの夢がある」という質問に対しての回答は、施設一体型、隣接型、分離型の順に高くなってお

ります。

ページが飛びますが、86 ページをお開きください。

こちらは、先ほどと同じ内容のアンケート結果を、小中一貫校村山学園の7年生以上の生徒に絞って、6年前の結果と比較したものになります。こちらのアンケートは得点化いたしました、最大が4ポイントとなりますが、6年間で平均ポイントが0.13ポイント、高くなっております。

次に、児童・生徒の不安や心理的な負担の軽減についてでございます。

まずは、27 ページを御覧ください。

こちらに、2つのグラフを掲載してございます。このグラフから見取ることができるかと存じますが、不登校児童・生徒の推移につきましては、顕著な成果が見られませんでした、暴力行為の発生件数の推移においては、大幅な減少が認められます。

続きまして、教師力の向上についてでございます。

41 ページを御覧ください。

教員アンケートの結果でございますが、小中一貫教育を通して、自身の児童・生徒理解や指導の在り方の見直し等、指導方法の工夫や研究活動の進化、系統性の理解等についての肯定的な回答をする教員が、施設一体型、隣接型、分離型の順に高く、異校種の児童・生徒との関わりの機会によってその差が生じる傾向が伺えました。

最後に、小中一貫教育検証委員会による成果と課題の検証結果について御報告いたします。

104 ページを御覧ください。

成果といたしましては、児童・生徒に変容が見られること、教員及び教員相互の関係に変容が見られること、学校選択制で3つの形態が選択できることの大きく3点が挙げられました。

続いて、105 ページを御覧ください。

一方の課題でございますけれども、小中一貫教育に関する市民への広報と理解が十分ではないこと。施設分離型は、施設一体型や隣接型と異なり、物理的な限界があること。小中一貫教育への期待と児童・生徒の実態に一致しない点があること、大きく3点が挙げられました。

続きまして、107 ページを御覧ください。

検証委員会からは、小中一貫教育の今後の方向性について、施設一体型小中一貫教育については、義務教育学校への移行するメリットがあり、望ましいと考えるが、保護者・地域の

理解を得るために、慎重に進めるべきである。施設隣接型小中一貫教育については、これまでの取組を十分に踏まえ、地域の意見・要望に応えられる小中一貫教育を進めていくことが望ましい。施設分離型小中一貫教育については、内容としては、これまでの取組を継続しつつ、地域・保護者への十分な説明をして、理解を得ていく必要があるとの御意見をいただいております。

担当課といたしましては、検証委員会からの検証結果及び御意見を踏まえ、地域・保護者に十分な理解をいただけるよう、様々な手段を活用して小中一貫教育の内容について説明をしていくとともに、未来を担う子供たちの人間力を確実に育ていけるよう、今後も小中一貫教育の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、雑駁ではございますが、武蔵村山市小中一貫教育検証委員会報告書についての説明とさせていただきます。

○池谷教育長 続きまして、5点目でございます。

第22回生涯学習フェスティバルについてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、第22回生涯学習フェスティバルについて、御報告いたします。

令和2年3月1日日曜日に開催を予定しておりました第22回生涯学習フェスティバルにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、令和2年2月20日に中止が決定いたしました。教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、御予定の確保等の御対応をいただきまして誠にありがとうございました。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 6点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 私から、意見ということで2つほど述べさせていただきたいと思っております。

初めに、小中一貫教育の検証結果についてでございますが、今回この調査結果を見させていただきまして、村山学園、大南学園ともに、施設一体型と隣接型という形態の違いはあるものの、それぞれ一貫教育の教育の成果があったとの評価、そのとおりだと思ったところがございます。

一方で、分離型ですけれども、施設が離れているだけに子供たちの交流はどのように行われるのかなど、私もそうですけれども、非常にイメージしにくいところがございます。検証委員会の御意見にもありますように、小中一貫教育については、地域の皆様の御理解を得て進めることが必要かと思っておりますので、今後、施設分離型を進めるに当たっては、地域の皆様に具体的なイメージを持っていただけるような内容の精査、PRが必要ではないかと思ったところがございます。せっかくの有意義な取組でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一つですが、生涯学習フェスティバルの中止、大変残念でございました。これに限らず、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、多くの行事が中止となったほか、小・中学校が休校になるなど、この間、事務局の皆様には大変御苦勞の多い日々を過ごされたことかと思っております。

行事などに関して言えば、実施すればしたなりに大変かもしれませんけれども、成果が得られる、そういうものですけれども、中止となると、それまでの準備が無駄になるだけでなく、中止の連絡に落ちはないかなど、余計な仕事、気苦勞だけが増えるものでございます。

そうした中、今回、中止になった行事はたくさんございましたけれども、事務局の皆様には市民の皆様の協力も得て、スムーズな対応をしていただいた、そのように思っております。この場をお借りいたしまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他の委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 資料2、3の1、3の2の教員の研修についてです。

先生方が多岐にわたって研修を受けられて、そして、指導力の向上、資質の向上を目指されて、児童・生徒の指導に生かされるということは、本当に素晴らしいことだと思います。今後とも、教育委員会の御指導と御支援をお願いしたいと思っております。

その中で、資料3の1の9の小・中学校9名という、この研修名は日本語検定というのがございますけれども、9名というのはどのような方が受けられたのか。また、その研修内容と、受けられた後、どのように生かされているか。その状況を教えていただければと思います。

○池谷教育長 勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 お答えをいたします。

9番の日本語検定でございますけれども、そもそもの目的でございますが、児童・生徒に指導する立場である教員が正しい日本語を使うことは非常に大切なことであるというように考えてございます。ですので、その具体的な日本語の能力、自己の力量、そういったものを自分自身で自覚をし、さらにその資質向上を図っていただきたいというところが、この日本語検定の目的というところで実施をしているところでございます。

具体的に9名の受験が今年度はございましたが、こちらは、小学校、中学校問わず、そして、教科も中学校の国語を専門とした教員ももちろんおりますが、他の教科等、美術でございますとか、小学校の教員も含めて、様々な教員が主体的に希望をして受験をしているところでございます。

それぞれの結果を踏まえて、こちらは児童に模範を見せる立場としては、たとえ結果が駄目であっても、繰り返し繰り返し学習をしながら受験をしていくといったところも必要かと思っておりますので、それぞれの学校で、管理職からそのようなアプローチをしていただきながら、実際には複数回、受験を試みている教員もいるところでございます。

最終的には、この中から自己の力量を自覚し、さらに美しい日本語、正しい日本語を子供たちの前で使うことで、子供たちが正しい日本語を理解していくという形を期待しているところでございます。

以上でございます。

○杉原委員 すばらしいと思うんですが、日本語学級というのが市内にありますけれども、それとの関連性というのは、直接的にはないんですね。

分かりました。ありがとうございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他の委員、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第5 議案第17号 武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正
の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第5 議案第17号 武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第17号の提案理由を説明させていただきます。

令和2年4月1日付の組織改正に伴い、規定を整備する必要があり、令和2年3月9日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては文化振興課長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第17号 武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について御説明申し上げます。

今回の申出につきましては、令和2年4月1日付の組織改正で、青少年問題協議会に係る事務が子ども家庭部子ども青少年課に移管されることから、規定の整備が必要となりましたが、会議を開催するいとまがなかったことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和2年3月9日に臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書を3枚おめくりいただきまして、武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

第6条につきましては、武蔵村山市青少年問題協議会の事務局を武蔵村山市教育委員会文化振興課から子ども家庭部子ども青少年課に改めるものでございます。

附則につきましては、規則の施行日を令和2年4月1日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 17 号 武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 6 議案第 18 号 教育財産取得の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 6、議案第 18 号 教育財産取得の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 18 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第八小学校増築校舎のリース期間が満了し、無償譲渡されたことから、教育財産取得の申出をする必要があり、令和 2 年 3 月 10 日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育施設担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

指田教育施設担当課長、お願いします。

○指田教育施設担当課長 それでは、議案第 18 号 教育財産取得の申出に係る臨時代理の承認について御説明いたします。

今回の財産取得につきましては、第八小学校の校舎東側に建設されている鉄骨造 2 階建ての増築校舎でございますが、令和 2 年 2 月をもって賃貸借期間が満了することにより、満了後は無償譲渡するとの契約条件から、同施設を教育財産として位置付ける必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の規定に基づき、教育施設の取得として市長部局に申し出るものでございます。

それでは、1 枚ページをおめくりください。別紙を御覧ください。

増築校舎の概要でございますが、鉄骨造 2 階建て、1 階が 2 教室、2 階も 2 教室の間取り

でございます。建築面積は約 219 平方メートル、延床面積は約 427 平方メートルで、今年度は 4 教室の全てを特別活動室として利用していたとの報告を受けております。

なお、次ページ以降の A 3 の Z 折りは 1 階と 2 階の施設台帳と竣工図でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 18 号 教育財産取得の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 7 議案第 19 号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 7、議案第 19 号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 19 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 2 年 4 月 1 日付の組織改正に伴い、規定を整備する必要があり、令和 2 年 3 月 11 日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第19号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について御説明申し上げます。

今回の申出につきましては、令和2年4月1日付の組織改正に伴い、規定の整備が必要となりましたが、会議を開催するいとまがなかったことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和2年3月11日に臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書を3枚おめくりいただき、武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱新旧対照表を御覧ください。

第3条第4項につきましては、本部員を定めておりますが、企画財務部長を企画財政部長に改め、新設される子ども家庭部長を追加するものでございます。

第7条第2項及び第4項につきましては、組織改正に伴い、検討会の組織の規定の整備をするものでございます。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員 子ども家庭部長と子ども家庭部子ども青少年課長が新たに加えられたということで、手厚く専門的な対応ができるのではないかと思います、望ましいのではないかと思います。

このように、新たなものが加えられたということによる背景や、このことによって課題解決に向けて期待できるようなことが、どのように考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○池谷教育長 中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 この度の組織改正によりまして、子ども家庭部というものができたというところで、これまで、我々が、文化振興課が担当させていただいていた部分ではあったんですが、こちらの部が新たに設置されるということになりますので、生涯学習という観点か

らも、お子様から高齢者の方まで、幅広い生涯学習の推進のために施策を考えていくことになろうかと思っております。そういった新たな効果がまたできるのかなというところでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 よろしいですか。ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 19 号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 8 議案第 20 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第 8、議案第 20 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 20 号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い規則を改め、併せて規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第 20 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

議案書の最後のページでございます新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

まず、第 5 条の教育指導課の項、第 19 号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行うものでございます。

次に、文化振興課の項、第 4 号については、組織改正により青少年問題協議会に関する事務が市長部局に移管されることから、当該記載を削除するものでございます。

また、それに伴い、第 5 号以降の号を 1 号ずつ繰り上げるものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 20 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 9 議案第 21 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正す

る規則について

○池谷教育長 議案第 21 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 21 号の提案理由を説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第 21 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則につきまして御説明申し上げます。

今般の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書の最後のページにございます新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第 1 条でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い生じた条ずれに対応するために、規定の整備を行うものでございます。

次に、附則でございますが、施行日を令和 2 年 4 月 1 日とするものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

皆さん、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 21 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第 10 議案第 22 号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則について

○池谷教育長 日程第 10、議案第 22 号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 22 号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規則を制定する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導担当参事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、議案第 22 号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則につきまして御説明いたします。

外国語指導助手、いわゆる A L T は、各小・中学校の外国語及び外国語活動の事業、さらにはその他の教育活動における指導の補助を行うもので、本市では語学指導等を行う外国青年招致事業、いわゆる J E T プログラムを活用し、各中学校に 1 名ずつ配置をしているところでございます。

従来 of A L T は、非常勤特別職の身分でございましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員へ移行されることから、新たに規則を制定するものでございます。

規則の内容につきましては、現行の要綱と大きく変更となった部分に限定して御説明をさせていただきます。

それでは、別紙資料 5 ページをお開きください。

第 8 条、費用弁償でございます。第 1 項第 1 号、第 2 号の通勤に関する費用ですが、これまでは弁償することとされていませんでしたが、任用団体の条例規則等に基づき、職務に要する費用を弁償するべきとされていることから、定めているものでございます。

続きまして、17 ページをお開きください。下段、第 21 条、サービスの宣誓。おめくりいただきまして、18 ページ。第 22 条、職務命令に従う義務、第 24 条、職務専念義務、第 25 条、信用失墜行為の禁止、第 26 条、守秘義務。19 ページ。第 28 条、営利企業等の従事制限、第 29 条、宗教活動の制限等、現行の要綱にも類似の定めがございましたが、地方公務員法の服務規程が適用されることとなります。

18 ページに戻りますが、第 23 条、人事評価でございます。特別職は、人事評価の対象外でございましたが、一般職となることから、地方公務員法第 23 条の 2 の規定に基づきまして、人事評価を実施することとなります。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 22 号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

◎日程第 1 1 議案第 2 3 号 武蔵村山市教育相談室事業運営規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第 11、議案第 23 号 武蔵村山市教育相談室事業運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 23 号の提案理由を説明させていただきます。

教育相談室に配置する相談員の職種及び配置について、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、議案第 23 号 武蔵村山市教育相談室事業運営規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。

資料 2 ページおめくりください。新旧対照表を御覧ください。

まず、現行の第 4 条、第 1 項中でございます。教育相談室の相談員について、スクールカウンセラーを置くことになっているものを、改正案では現在の教育相談室の相談員の配置状況を踏まえ、スクールソーシャルワーカーを置くに改めてございます。

次に、第 4 条第 2 項中の専任相談員について、現行にある東京都公立学校再雇用職員設置要綱が廃止となったため、改正案では、その要綱についての記載を削り、現行の嘱託員及び日勤講師を、改正案では東京都教育委員会が任命した者と改めてございます。

次に、第 4 条の第 3 項では、日本臨床心理士資格認定協会の法人が、現行の財団法人から、改正案では公益財団法人と変更し、それに併せて文言を整理いたしました。

次に、改正案では第 4 条第 4 項といたしまして、教育相談室の相談員であるスクールソーシャルワーカーの資格及び任命についてを、新たな項として加えてございます。

次に、第 5 条の任期では、現行の「スクールカウンセラー」を改正案の「スクールソーシャルワーカー」に改めてございます。

なお、改正案の施行は、公布の日からを予定してございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 教育相談室のスクールカウンセラーがスクールソーシャルワーカーに代わるということで、ちょっと御質問をしたいんですが、臨床心理士と書いてありますけれども、カウンセラーというのは、心の悩みを聞いて、共感的な理解を基に、アドバイスをしていくということで、とても大事だと思います。スクールソーシャルワーカーは、事例から児童相談所や教育委員会と連携をとり、そして、福祉の立場から問題を解決していくということで、今、このような社会の状況からも必要だと思うんですが、相談室には両方の機能が必要だと思います。なので、スクールカウンセラーがなくなるのかどうなるのか、御質問したいと思います。

○池谷教育長 勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 お答えをいたします。

今まで置かれていたスクールカウンセラーがいなくなってしまうのかという御質問というように、お受けいたしました。

実態といたしましては、東京都教育委員会からスクールカウンセラーが、現在は全ての小・中学校に配置をされているところでございますが、過去を遡りますと、平成 21 年度につきましては、中学校にはスクールカウンセラーが配置されていましたが、小学校には、どこにもスクールカウンセラーが配置されていなかったという実情がございます。

その後、東京都教育委員会に希望を出すことで、平成 22 年度には小学校 9 校のうちの 1 つ、そして、23 年度、24 年度には、小学校 9 校中、3 校に東京都のスクールカウンセラーが配置されるというところまで進みました。しかしながら、子供たちの心の悩みを相談できる環境は早急に整備しなければいけないという趣旨から、本市では独自に、平成 23 年度及び 24 年度に市の全小学校へのスクールカウンセラー配置ということで、東京都のスクールカウンセラーが配置されなかった 6 校にスクールカウンセラーを配置するということを進めたところでございます。

そのときに、教育相談室付スクールカウンセラーということから、こちらの運営規則の中にスクールカウンセラーを入れるということになりました。

その後、平成 25 年度から全ての小学校に東京都のスクールカウンセラーが配置されることになり、本市の独自のスクールカウンセラーを相談室に置く必要がなくなり、その後、数年たちましたが、このまま、東京都のスクールカウンセラーが配置されている実情に合わせ、規定を整備したというところでございます。

なお、スクールソーシャルワーカーにつきましても、平成 22 年度から本市では教育委員会付というところで、配置をしていたところでございますが、実際には、教育相談室で連携をとっているという実情に合わせて、こちらの運営規則のほうにスクールソーシャルワーカーを記載したというところでございますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○杉原委員 ありがとうございます。学校にスクールカウンセラーが配置されており、日常の中で子供たちの相談にのっていただけるということがよく分かりました。ありがとうございました。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 23 号 武蔵村山市教育相談室事業運営規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 1 2 議案第 2 4 号 武蔵村山市適応指導教室事業運営規則の一部を改正

する規則について

○池谷教育長 日程第 12、議案第 24 号 武蔵村山市適応指導教室事業運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 24 号の提案理由を説明させていただきます。

適応指導教室に配置する指導員の職種について、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、議案第 24 号 武蔵村山市適応指導教室事業運営規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。

それでは、資料を 2 枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

まず、第 4 条 2 項中の指導員等についてでございますが、現行にある東京都公立学校再雇用職員設置要綱が廃止となったため、改正案ではその要綱についての記載を削り、現行の嘱託員及び日勤講師を、改正案では東京都教育委員会が任命した者と改めてございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、2 ページを御覧ください。

第 1 号様式中にある現行の保護者の押印欄を、改正案では削り、現行の日本工業規格を、改正案では日本産業規格と改めてございます。

次に、第 2 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式でございます。様式中にある、現行の「日本工業規格」を、改正案では「日本産業規格」と改めてございます。

次に、8 ページを御覧ください。

第 5 号様式中にある、現行にある「日本工業規格」を、改正案では「日本産業規格」と改め、同様式中の裏面にある保護者の押印欄を、改正案では削ってございます。

なお、改正案の施行は、公布の日からを予定してございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 24 号 武蔵村山市適応指導教室事業運営規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第 13 議案第 25 号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則について**

○池谷教育長 日程第 13、議案第 25 号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 25 号の提案理由を説明させていただきます。

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、議案第 25 号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

それでは、資料 2 枚、めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

初めに、第 6 条、主幹教諭について御説明します。

東京都教育委員会による栄養教諭の上位職の設置に伴う東京都立学校等の標準的な職を

定める規則の一部を改正する規則等の制定に伴い、新たな職として主幹栄養教諭、主任栄養教諭が設けられることになり、現行の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

まず、6条の2第6項の次に、改正案では新たな項を加え、6条の2第7項として主幹栄養教諭を置くことができると改めてございます。

続きまして、6条の4では、現行の見出し中にある及び主任教諭を、改正案では等に改め、新たな項を加え、第6条の4第2項として主任栄養教諭を置くことができると改めてございます。

次に、現行の第30条を、改正案では第31条とし、同条の前に業務量の適切な管理として、第30条を加えてございます。

次に、第30条、業務量の適切な管理について御説明します。

公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、給特法第7条に基づき、この度、公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が告示として公示をされました。

このことを受け、文部科学省、東京都教育委員会から、同指針の告示等について通知があり、武蔵村山市教育委員会としまして、同指針を踏まえ、第30条、業務量の適切な管理として、新たな関係規則を改正案として加えるものでございます。

まず、改正案の第30条の第1項では、教育委員会が職員の健康及び福祉の確保を図り、学校教育の水準の維持向上に資するよう、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を第1号として、1か月について45時間、第2号として1年間について360時間とし、その上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行うことを加えてございます。

次に、改正案の第30条の第2項では、職員が児童生徒等に関わる、通常、予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外の業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定に関わらず、職員が業務を行う時間を第1号として1か月について100時間未満、第2号として1年について720時間、第3号として1か月ごとに区分した期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において、1か月当たりの平均時間について80時間、第4号として所定の勤務時間以外に45時間を超えて業務を行う月数が1年について6か月とし、その時間及び上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行うことを加えてございます。

次に、改正案の第 30 条の第 3 項では、前 2 項に定めるものの他に、教育委員会は文部科学大臣が定める指針に基づき、業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることを加えてございます。

そして、現行の第 30 条のこの規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定めるを、改正案では、第 31 条と改めてございます。

なお、改正案の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日を予定してございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 25 号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 14 議案第 26 号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程及び武蔵村山市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について

○池谷教育長 日程第 14、議案第 26 号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程及び武蔵村山市立学校事案決定規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 26 号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規程を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第 26 号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程及び武蔵村山市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について御説明申し上げます。

議案書を含め 2 枚おめくりいただき、武蔵村山市教育委員会事務局処務規程新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

今般の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、第 10 条第 1 項でございますが、第 11 号の嘱託員を会計年度任用職員に改めるものでございます。

また、第 12 号の臨時職員に係る規程を削除し、第 13 号以降を 1 号ずつ繰り上げるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日と定めるものでございます。

次に、1 枚おめくりいただき、武蔵村山市立学校事案決定規程新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

改正箇所は、別表中の規定でございます。

まず、新旧対照表のページで申し上げますと、2 ページと 3 ページにまたがるところでございますが、職員の人事に関することの項、校長の欄でございますが、臨時職員の雇用に関する規定を削除するものでございます。

次に、3 ページの職員の服務に関することの項、副校長の欄でございますが、「嘱託員」を「会計年度任用職員」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日と定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 26 号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程及び武蔵村山市立学校事案決定規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 15 議案第 27 号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について

○池谷教育長 日程第 15、議案第 27 号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 27 号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い規則を改め、併せて規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、議案第 27 号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について御説明いたします。

それでは、3 枚おめくりいただきまして、新旧対照表 1 ページを御覧ください。

令和 2 年度から始まる会計年度任用職員の制度に合わせ、第 1 条の目的にある対象となる

職員について、現行では武蔵村山市立学校に勤務する、東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員、地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職員及び同法第 17 条の規定により任用される非常勤の職員となっているものを、改正案では都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第 2 条第 1 項に規定する時間講師を除く一般職員と改めてございます。

次に、第 3 条では、現行にある学校栄養職員の場合を、改正案では学校給食法第 6 条に規定する施設に勤務する学校職員にあつてはと改めてございます。

次に、現行の別表事由でございます。

別表事由にあります第 22 条から第 24 条までの規定による」を、改正案では「第 23 条から第 25 条でに規定するに改めております。続いて、3 ページを御覧ください。介護欠勤の次に育児欠勤を加えてございます。

なお、改正案の施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日を予定してございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 27 号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第16 議案第28号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について

○池谷教育長 日程第16、議案第28号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第28号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い規則を改め、併せて規定を整備する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、議案第28号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について御説明いたします。

それでは、資料3枚おめくりいただきまして、新旧対照表1ページを御覧ください。

令和2年度から始まる会計年度任用職員の制度に併せ、第1条、趣旨の対象となる職員について、現行の武蔵村山市立学校に勤務する東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の学校職員、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定により任用される非常勤の職員となっているものを、改正案では一般職の職員に改めてございます。

次に、第4条、職員証の第1項では、職員証の所持の対象について、現行の学校職員の中に時間講師が含まれていることから、改正案では学校職員の次に、時間講師を除くことを加えてございます。

次に、第3号様式1の改正について、御説明いたします。

2ページ、3ページを御覧ください。

第3号様式1の表面では、学校長専用及び学校職員の職員証の記載内容を現行の所属、住所、職氏名から、改正案の職員番号、所属、氏名に改め、裏面では有効期限を、現行の4年間に改正案の5年間に改めてございます。

なお、改正案の施行期日は、令和2年4月1日を予定してございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 28 号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 17 議案第 29 号 武蔵村山市外国語指導助手設置要綱を廃止する要綱
について

○池谷教育長 日程第 17、議案第 29 号 武蔵村山市外国語指導助手設置要綱を廃止する要綱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 29 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則の制定に伴い、武蔵村山市外国語指導助手設置要綱を廃止する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては指導担当参事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、議案第 29 号 武蔵村山市外国語指導助手設置要綱を廃止する要綱につきまして御説明いたします。

先ほど、議案第 22 号 武蔵村山市外国語指導助手の任用に関する規則について御決定をい

ただいたところでございます。特別職の非常勤職員であった外国語指導助手、いわゆる、ALTが地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、一般職である会計年度任用職員へ移行されることから、武蔵村山市外国語指導助手設置要綱を廃止する必要性が生じたものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく願いをいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 29 号 武蔵村山市外国語指導助手設置要綱を廃止する要綱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 18 議案第 30 号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選
定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

○池谷教育長 日程第 18、議案第 30 号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選
定委員会設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 30 号の提案理由を説明させていただきます。

令和2年4月1日付の組織改正に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

矢野学校給食課長、お願いします。

○矢野学校給食課長 それでは、議案第30号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について御説明申し上げます。

この改正につきましては、令和2年4月1日付組織改正に伴いまして、要綱中の職名を改める必要が生じたものでございます。

それでは、資料を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。

第3条の組織について、第2項第2号の「企画財務部長」を「企画財政部長」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、組織改正に合わせまして、令和2年4月1日から施行するものとしてございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第30号 武蔵村山市立中学校学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。ありがとうございました。

◎日程第 19 議案第 31 号 令和 2 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について

○池谷教育長 日程第 19、議案第 31 号 令和 2 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 31 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 2 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導担当参事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、議案第 31 号 令和 2 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞につきまして、御説明いたします。

入学式の告辞につきましては、2 月の定例教育委員会の中で御協議をいただいたところでございます。委員の皆様から特段の御意見をいただきませんでしたので、変更点についてはございません。

なお、各小・中学校の入学式につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、3 月に挙行をいたしました卒業証書授与式同様、来賓が参加をいたしませんことから、本告辞は、全ての入学生に印刷したものを配布する予定でございます。

説明については以上でございます。

よろしくようお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 31 号 令和 2 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 20 議案第 32 号 令和 2 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について

○池谷教育長 日程第 20、議案第 32 号 令和 2 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について、を議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 32 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 2 年度武蔵村山市立学校教育課程を受理する必要があるので、本案を提出するものがございます。

なお、内容につきましては指導主事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

加藤指導主事、お願いします。

○加藤指導主事 それでは、議案第 32 号 令和 2 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について御説明いたします。

12 月の定例教育委員会で申し上げました、令和 2 年度の教育課程の大きな特長は、小中一貫教育を見通した資質・能力の育成、授業日数・時数の確保の 2 点です。各校はこれらを踏まえて、来年度の教育課程を編成いたしました。

新学習指導要領では、各校が地域の実態に応じて子供たちに身に付けさせたい資質・能力を明らかにすることとしています。

本市の特色である小中一貫教育の視点で、義務教育9年間を通して育成した資質・能力を中学校区で共有し、その実現に向けた中学校区独自の教育目標を、各校の教育課程に反映させております。

簡単ではございますが、各校の教育課程の特色について小学校1校、中学校1校を抽出して御説明をいたします。

初めに、第十小学校です。

第十小学校の教育課程第1表をお開きください。

中学校区の共通する教育目標に、確かな学力と豊かな心を育み、自信と誇りを持って21世紀をたくましく生き抜く子供の育成を掲げております。目指す特色ある学校像を、児童も教職員も、全員がほっとしたり楽な気持ちになれたりする学校とし、各項目で目指す姿を位置付けております。

続きまして、第2表をお開きください。

特色ある学校を実現するための指導の重点として、各教科における指導の充実を挙げております。全教員で授業規律を共通理解すること、授業や教室環境のユニバーサルデザイン化を進め、分かる授業、できる授業の展開に努めることなど、授業を充実させていくことが課題となります。

昨年度から、主体的に読む児童の育成をテーマに、伝え合う力の育成を目指し、単元を貫く言語活動の在り方について、校内研究を通して追求しております。令和3年2月12日に、特色ある学校教育推進校として発表を行いますので、発表の際には御参観いただければと思います。

続きまして、第4表、年間学校行事をお開きください。

その他の特長としまして、授業日数及び時数の見直しを図っております。武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の改定により、2学期の始業式を8月27日とし、昨年に比べ授業日数を7日間ほど増やしつつ、余剰時数の削減を行っているため、年間を通して児童にも教職員にも、日常生活の余裕を生み出しています。余裕を持って教員が指導に当たる時間を生み出すことで、特色ある学校づくりを推進してまいります。

続きまして、第一中学校です。

第一中学校の教育課程、第1表をお開きください。

中学区の教育目標を、共に生きることに喜びを感じ、自ら学びに向かい、心身ともに健やかで、粘り強く取り組む児童・生徒を育成すると掲げ、教育目標には人権尊重の精神を基盤

とすることを盛り込んでおります。

次のページをお開きください。

今年度の基本方針では、特別の教科、道徳及び特別活動の充実による心の教育の推進、家庭学習を推進するための学習支援ソフトの活用などによる、学力向上のための環境づくりを掲げております。

また、地域未来塾を活用した放課後補充学習教室を充実させ、特に3年生の学習支援を行っていくなど、基礎・基本の反復学習を進めることで、学力の底上げを図ります。

続きまして、第5表、年間学校行事をお開きください。

先ほどの、第十小学校の取組と同じように、2学期の始業式を8月27日に設定いたします。振替休業日をとらない土曜授業を実施いたしますが、余剰時数は昨年度より削減されており、教員の働き方について、ゆとりを持てる日程を組んでおります。

近年、生徒数が増加していることから、学習や生活指導等の課題を抱える生徒も増えておりますので、教員が生徒に対し、十分に関わる時間がつくれるよう努めていきます。

最後になりますが、小中一貫教育の中で子供たちに身に付けさせたい資質・能力を育むために、本市の教育を充実させてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第32号 令和2年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 2 1 議案第 3 3 号 令和 2 年度武蔵村山市学校給食基本計画について

○池谷教育長 日程第 21、議案第 33 号 令和 2 年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを議題といたします。

議案の朗読は、省略させていただきます。

それでは、議案第 33 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 2 年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるので、本案を提出するものがございます。

なお、内容につきましては学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

矢野学校給食課長、お願いします。

○矢野学校給食課長 それでは、議案第 33 号 令和 2 年度武蔵村山市学校給食基本計画について御説明させていただきます。

本計画につきましては、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第 2 条の規定により、武蔵村山市学校給食運営委員会に諮問し、去る 2 月 18 日に開催された同委員会において、原案のとおり承認する旨の決定をいただいておりますので、あらかじめ御報告をさせていただきます。

それでは、内容について御説明いたしますので、別紙資料の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1 の基本方針でございますが、令和 2 年度におきまして学校給食法等の関係法令等の改正は予定されていないことから、(1) の学校給食実施に係る基本方針につきましては昨年度と同様となっております。

内容といたしましては、本市の学校給食については、学校給食法で定める学校給食の目的を踏まえるとともに、学校給食法第 2 条に掲げられた 7 つの目標、こちらのアからキまでに掲げられているものでございますが、これらの目標の達成に向けて実施するものであるとさせていただきます。

次に、(2) 学校給食業務実施に当たっての基本的事項ですが、令和 2 年度の学校給食業務を実施する上での基本となる事項を 5 つ取り上げてございます。

まず、アの学校給食の実施についてでございますが、例年と同様、学校給食実施基準を踏まえ、栄養バランスのとれた、豊かで多様な献立の実施と、魅力ある学校給食の提供に努めることとしてございます。

続いて、イの食育・地産地消の推進についてでございます。毎月の予定献立表や給食用放送メモを活用した食に関する情報の提供や、旬の食材の使用、行事食・郷土食献立を実施する他、和食についても理解が深まるような献立の実施に努めることとしてございます。

また、地場産食材の使用につきましては、市の第三次農業振興計画を踏まえ、推進していくこととしております。

2 ページに移りまして、ウの安全・衛生管理についてでございます。

給食施設等及び学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努めることとしてございます。

また、学校給食の安全性の確認のため、放射性物質等の検査も、引き続き実施することとしてございます。

次に、エの学校給食費会計の公平化・公正化についてでございます。

一部の保護者の未納につきましては、安定的な学校給食の運営に支障を来すほか、他の保護者との公平も欠くこととなります。今後とも、保護者に対し給食費の重要性について十分周知していくとともに、引き続き教育委員会と学校とが緊密に連携し、収納率の向上を図っていくこととしてございます。

最後に、オの給食業務の民間委託についてでございますが、中学校学校給食調理等業務につきましては、平成 22 年 4 月から民設民営の委託方式で実施しており、これまで継続して安定的な業務の運営がなされております。現在の委託契約期間は本年度までとなっておりますが、昨年、第 11 回の定例会において既に御決定いただきましたとおり、現在の業者と令和 2 年度以降も、引き続き、委託契約を締結する予定となっております。

この委託者に対しましては、今後も、安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、監理・指導を徹底してまいります。

なお、小学校給食の調理等を行っている市立学校給食センターにつきましては、新たな施設の整備に向けた事務を、引き続き進めているところでございます。

続いて、3 ページを御覧いただきたいと存じます。

2 の基本計画ですが、(1) の年間給食日数及び(2) の給食 1 食当たりの単価及び給食費

の額につきましては、本年度と変更はございません。

次に、4ページを御覧いただきたいと存じます。

(3)の給食基本人員につきましては、日々、給食をとる児童・生徒及び教職員の数の推計でございまして、全体では6,718人と見込んでおります。本年度と比較いたしますと、小学校で135人の減、中学校では55人の増ということで、全体では80人の減ということで見込んでございます。

次に、(4)の献立目標でございしますが、こちらは、主食の区分による給食日数等を示したもので、それぞれの実施割合につきましては本年度と変更はございません。

続いて、5ページから8ページにかけてとなりますが、学校給食センターの稼働日数及び稼働日につきましては、小学校給食、そして、中学校給食ともに今年度と同様、年間192日を予定しているところでございます。

続いて、9ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入歳出予算の概要でございしますが、科目ごとに御説明をさせていただきます。

初めに、歳入の給食費ですが、こちらは現年度分の給食費で、本年度予算額は2億9,666万1,000円で、前年度と比較して、321万7,000円の減となっております。こちらは学校給食基本人員の減によるものでございます。

続いて、過年度分給食費でございしますが、本年度予算額は130万8,000円、前年度と比較しますと、25万6,000円の増でございます。こちらは調定見込額の増によるものでございます。

また、試食会費につきましては、前年度と同額の14万円を計上しているところでございます。

次の繰越金と雑入でございしますが、いずれも科目存置でございします。

続いて、(2)の歳出予算について御説明いたします。

歳出予算は、小学校費、中学校費ともに、給食物資の購入経費でございまして、小学校費の予算額は1億8,526万5,000円で、前年度と比較して563万6,000円の減、また、中学校費の予算額は1億1,284万6,000円で、前年度と比較して267万5,000円の増となっております。これらの増減は、いずれも基本人員の増減に連動したものでございます。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額は2億9,811万1,000円となり、前年度と比較しますと296万1,000円、約1%程度の減となっております。

10ページ及び11ページにつきましては、ただいま御説明した、歳入予算の積算基礎をこ

ちらでお示ししているものでございます。

以上で、令和2年度武蔵村山市学校給食基本計画の御説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第33号 令和2年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第22 議案第34号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の解嘱及び
委嘱について

○池谷教育長 日程第22、議案第34号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の解嘱及び
委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第34号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第一小学校、第二小学校、第三小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校、
雷塚小学校、小中一貫校大南学園第七小学校、小中一貫校大南学園第四中学校、第一中
学校及び第五中学校の学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱をする必要があるため、本案を提

出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第 34 号 武蔵村山市立学校運営協議会の委員の解嘱及び委嘱につきまして御説明させていただきます。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、委員の委嘱をお願いするものでございます。

学校運営協議会委員の委嘱に当たりましては、学校運営協議会規則第 4 条第 2 項に教育委員会を対象学校の校長に対し委員の候補の推薦を求めることができる旨を、また、同条第 3 項に対象学校の校長は、委員として適当と認めるものがある場合は、第 2 項の規定による求めに応じて、委員の候補者を推薦することができる旨の規定がございます。

当該規定に基づき、今回、各学校の校長から推薦のあった委員候補者について、委員として委嘱をお願いするものでございます。

新たな委員候補といたしまして、民生・児童委員協議会から推薦された方、PTA関係の方、保護者の方、自治会長、近隣の高等学校教諭・教員等が推薦されております。詳細につきましては、議案別紙にて御確認いただきたいと思っております。

また、解嘱する委員につきましては、御本人からの申出によるものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 34 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の解嘱及び委嘱についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 2 3 議案第 3 5 号 武蔵村山市立学校の学校医の解嘱及び委嘱について

○池谷教育長 日程第 23、議案第 35 号 武蔵村山市立学校の学校医の解嘱及び委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 35 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第三小学校学校医の辞任申出に伴い、学校医を解嘱及び委嘱する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第 35 号 武蔵村山市立学校の学校医の解嘱及び委嘱について御説明申し上げます。

議案の別紙を御覧いただきたいと思います。

第三小学校の学校医につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 2 年間をお願いしていたところでございます。しかし、任期途中の令和 2 年 3 月 31 日をもって辞任の申出がございました。本件につきましては、当該申出を受けて、第三小学校の現任の学校医を解嘱し、併せて後任の学校医を委嘱するものでございます。

まず、任期でございますが、武蔵村山市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する要綱第 4 条第 1 項ただし書の規定により、前任者の残任期間でございます令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとしております。また、同要綱第 3 条第 1 項において、学校医は医師会の推薦により委嘱する旨の規定がございます。後任の学校医につきましては、当該規定に基づき、医師会から御推薦をいただいた方に委嘱をするものでございます。

学校医の氏名、勤務先、所在地及び勤務地につきましては、資料にお示ししたとおりでござ

ざいます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 35 号 武蔵村山市立学校の学校医の解嘱及び委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。ありがとうございました。

◎日程第 2 4 議案第 3 6 号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について

○池谷教育長 日程第 24、議案第 36 号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 36 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第 36 号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について御説明を申し上げます。

資料を 1 枚おめくりいただきまして、別紙名簿を御覧いただきたいと存じます。

武蔵村山市社会教育委員設置条例第 3 条の規定に基づき、社会教育委員 10 人を委嘱しておりますが、令和 2 年 3 月末日をもって任期が満了することから、新たに委員を委嘱する必要が生じたので、4 人の方々について提案をするものでございます。

任期につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から 2 年間となります。

なお、残りの 6 人につきましては、現在、小・中学校の校長会、公立学校 P T A 連合会、体育協会、文化協会等に委員の推薦を依頼しているところでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 36 号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 25 議案第 37 号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について

○池谷教育長 日程第 25、議案第 37 号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 37 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

中村文化振興課長、お願いいたします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第 37 号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

資料を 1 枚おめくりいただきまして、別紙の名簿を御覧ください。

武蔵村山市公民館条例第 19 条に基づき、公民館運営審議会委員 10 人を委嘱しておりますが、令和 2 年 3 月末日をもって任期が満了することから、新たに委嘱する必要が生じたので、3 人の方について御提案をするものでございます。

任期につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から 2 年間でございます。

なお、残りの 7 人につきましては、公立小学校校長会、文化協会、体育協会などに委員の推薦を依頼中でございます。

以上で説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 37 号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第26 議案第38号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について

○池谷教育長 日程第26、議案第38号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第38号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第38号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

資料を1枚おめくりいただきまして、別紙の名簿を御覧いただきたいと思います。

武蔵村山市文化財保護条例第40条の規定に基づき、文化財保護審議会委員10人を委嘱しておりますが、令和2年3月末日をもって任期が満了することから、新たに委員を委嘱する必要が生じたので、御提案するものでございます。

任期につきましては、令和2年4月1日から2年間となります。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 38 号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 27 議案第 39 号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について

○池谷教育長 日程第 27、議案第 39 号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案第 39 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましてはスポーツ振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

前原スポーツ振興課長、お願いします。

○前原スポーツ振興課長 それでは、議案第 39 号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について御説明させていただきます。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第 32 条及び武蔵村山市スポーツ推進委員に関する規則第 3 条に基づき、教育委員会が委嘱するものでございます。

現委員の任期が、令和 2 年 3 月 31 日で満了になることから、新たに委員を委嘱する必要性が生じたので提案するものでございます。

資料を 1 枚おめくりいただき、別紙を御覧いただきたいと思います。

武蔵村山市スポーツ推進委員につきましては、定員が 14 名でございますが、1 名については候補者の選定中でございますので、本日は 13 名の委員について提案させていただきます。

任期につきましては、令和2年4月1日からの2年間となっております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第39号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について、を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。ありがとうございます。

◎日程第28 その他

○池谷教育長 日程第28、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があれば、お受けいたします。

特に、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 事務局からはございません。

以上でございます。

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

○池谷教育長 次に、日程第 29、議案第 40 号、日程第 30、議案第 41 号、日程第 31、議案第 42 号及び日程第 32、議案第 43 号の審議といたします。

この 4 議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退出いたしますので、暫時、休憩いたします。

午前 11 時 27 分休憩

午前 11 時 29 分再開

○池谷教育長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 29 議案第 40 号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について

(議案第 40 号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第 30 議案第 41 号 副校長の任命に係る内申について

(議案第 41 号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第 31 議案第 42 号 指導主事の任命について

(議案第 42 号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第 32 議案第 43 号 教育センター職員の任命について

(議案第 43 号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和 2 年第 3 回教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

午前 11 時 40 分閉会